

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成20年2月1日

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員

山名 哲彌



平成19年度第1回定期監査報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を報告する。

鳥取県後期高齢者医療広域連合長 竹内 功 様
鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議長 上杉 栄一 様

平成20年1月31日

鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員 山名 哲彌

記

第1 監査の概要

I 監査の対象

平成19年12月末現在における会計予算に係る財務に関する事務の執行及び現預金の管理について監査を行った。

- (1) 平成19年度一般会計の予算の執行状況
- (2) 平成19年度歳入歳出外現金の受払い状況
- (3) 上記各会計にかかる現預金在り高
- (4) 事務管理体制

①預金管理体制について

②システム関連機器の管理体制と保全について

II 監査の実施日

平成20年1月25日

III 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて検証し、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果並びに所見

I 平成19年度一般会計にかかる予算の執行状況については、会計ベースで執行率低位のものがみられるが概ね順当であると認めた。

II 平成19年度歳入歳出外現金の受払いについては、概ね適正であると認めた。

III 上記各会計にかかる現預金在り高については、別途例月出納検査報告書のとおり実査の結果適正であると認めた。

IV 事務管理体制については、実態聴取と確認の上若干の検討課題を助言提起した。

第3 各会計の状況

I 一般会計

(金額単位：千円)

収入

区 分	予算現額 (A)	収入済額 (B)	予算比 (A) - (B)	予算執行率 (B) / (A)
分担金及び負担金	175,335	168,931	6,404	96.3%
国庫支出金	13,819	0	13,819	0.0%
繰越金	237	237	0	100.0%
諸収入	112	67	45	59.8%
合計	189,503	169,235	20,268	89.3%

支出

区 分	予算現額 (A)	支出済額 (B)	予算比 (A) - (B)	予算執行率 (B) / (A)
議会費	1,331	224	1,107	16.8%
総務費	107,605	51,626	55,979	48.0%
民生費	76,567	9,523	67,044	12.4%
予備費	4,000	0	4,000	0.0%
合計	189,503	61,373	128,130	32.4%

収支残高 107,862

収入支出とも概ね順当であるが、支出の一部に執行率低位の費目が認められるので年度内執行への努力が望まれる。

II 歳入歳出外現金

(金額単位：千円)

前期繰越 (A)	当期受入 (B)	当期支払 (C)	当期残高 (A)+(B)-(C)
0	27	27	0

源泉税等の受払い完了し残高は0となっている。

第4 管理体制検証事項

I 現預金受払い管理体制

事務処理フローを閲覧検証した。

II 業務関連及び財務関連システムの管理体制

オンラインによる管理支配下機器及び出力帳票一覧等を閲覧検証した。

以上